

## 第 19 号

## 訴 え の 提 起 に つ い て

抹消登記手続請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

平成 27 年 6 月 11 日 提 出

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

## 抹消登記手続請求

相            手            方	請            求            の            趣            旨
	(1) 鳴門市撫養町岡崎字二等道路西121番2，121番6及び114番11の土地並びに121番地2の家屋番号121番2及び121番2の3の建物に関する徳島地方法務局平成13年12月21日受付第20351号の所有権移転請求権仮登記並びに徳島地方法務局平成13年12月21日受付第20350号の根抵当権設定登記につき，平成15年月日不詳混同を原因とする抹消登記手続きをせよ。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決を求める。

## 提案理由

訴えの提起について，地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。